

白子町総合教育会議設置要綱

(設置)

**第1条** 町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本町の教育課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくため、白子町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 白子町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 白子町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

**第3条** 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

**第4条** 町長が会議を招集し、議長を行う。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

**第5条** 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

**第6条** 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

**第7条** 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

(傍聴)

**第8条** 会議を傍聴しようとする者は、町長に申し出なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

**第9条** 会議の事務局は、教育委員会教育課に置く。

(補則)

**第10条** この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。